医療機関の省エネ設備導入費用を支援 する補助事業を実施します ____

受付期間 令和5年1月19日(木)~3月31日(金)

3月31日まで 延長決定

※受付期間については今後、来年度まで延長することを予定しています。

新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料価格の高騰などの影響 を受けている医療機関による省エネルギー設備の導入を支援!

補助の対象となる設備の例



病院又は有床診療所における 高効率空調、高効率給湯器、 高効率冷蔵設備 など

省エネルギー設備の導入



補助の対象となる法人

新潟県内に病院又は有床診療所を運営する法人

※法人単位での申請となります。また、申請は1法人につき1事業所分としてください。 ※省エネルギー設備を導入しようとする事業所が、「新潟県エコ事業所表彰制度」に参加して いるか、参加申込を行っていることが必要です。

補助金額

補 助 率 補助金額

1/2以内 5,000千円

※補助要件の詳細は裏面をご参照ください。

申請書の提出先・お問合せ先

施設の種別	県の窓口・電話番号	その他	県の窓口・電話番号
病院・有床診	地域医療政策課・025-280-5632	新潟県エコ事業所 に関すること	環境政策課・025-280-5150

申請要領等のダウンロードは県ホームページから

新潟県 医療機関 省エネ補助金

検索Q

新潟県エコ事業所表彰制度

検索Q

支援事業の制度概要

対象者

- 新潟県内で病院又は有床診療所を運営する法人であり、 かつ以下の**収支減少要件**及び**利益剰余金減少要件**を 満たすもの ※公立施設は対象外
- 省エネルギー設備を導入しようとする事業所が、新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、または参加 申込を行っていること ※補助金の申請は、1法人につき1事業所分とします。

【収支減少要件】

令和4年1月以降、任意の1か月の収支(本業の収入-支出)が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の 同月と比較して5%以上減少していること

※収支減少要件は、事業所等のサービス単位ではなく、

法人全体で満たしている必要があります。

【利益剰余金減少要件】

直近の会計年度決算もしくは令和4年度決算見込み と令和元年度決算を比較し利益剰余金が減少してい ること

対象事業

要件

病院又は有床診療所においてエネルギー消費量や電力料金等の削減に資する省エネルギー設備の導入

【補助対象設備(例)】

●高効率空調、●高効率ボイラ、●変圧器、●冷凍冷蔵庫、●産業用モーター、●太陽光発電パネル

補助対象 設備

以下の全ての要件を満たす設備であること。

- (1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備(但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する ものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る)又は新設により電力 料金等の削減が見込まれる発電設備
- (2) 事業所の敷地内に設置、又は使用する設備
- (3) 償却資産登録される設備
- (4) 事業所のエネルギー消費量・額に直接影響する設備

補助率等

○補助率 1/2以内

○補助対象事業額 10,000千円

○補助金額 5,000千円

※補助対象外となるもの(あくまでも一例ですので、ここに記載がないものは担当あてに御確認ください)

- 省エネ型自動販売機、高効率照明(LED照明等)、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入
- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 非常用自家発電設備
- 主に居住を目的とした事業所における設備更新

● 土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費

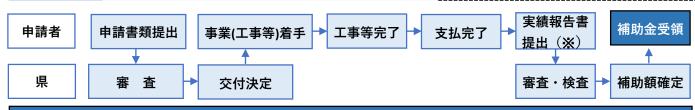
事業スケジュール

受付期間

令和5年1月19日(木)~3月31日(金)

※原則電子メールで提出してください。

※当事業をR5年度にも継続実施するため事業期間 を延長する手続きを行っています。詳細が決まり 次第、県ホームページにてご案内します。



(※)令和5年3月31日(金)までに実績報告書の提出を完了している必要があります。

なお、期限までの事業実施が難しい場合でも完了時期の延期ができる場合があります。お気軽にご相談ください。

申請にあたっての留意事項

- 当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される<mark>申請要領</mark>等をご確認ください。
- ■補助金の交付決定の前に、契約・発注等がなされる事業は、「事前着手届」が必要となります。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、県に実績報告書を提出する必要があります。
- 補助金の交付は実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定した後、精算払いとなります。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。 ■ 設備稼働後(令和6年5月31日まで)に、エネルギー使用量の削減効果について県に報告する必要があります。